

環境審査顧問会水力部会

議事録

1. 日 時：平成30年5月22日（火）13:55～15:22
2. 場 所：経済産業省別館1階 104各省庁共用会議室
3. 出席者

【顧問】

清野部会長、川路顧問、河野顧問、近藤顧問、鈴木雅和顧問、水鳥顧問、村上顧問、
山本顧問

【経済産業省】

高須賀統括環境保全審査官、松橋環境審査担当補佐、松浦環境審査担当補佐、
高取環境アセス審査専門職他

4. 議 題

(1) 環境影響評価準備書の審査について

①北海道電力株式会社 新得発電所建設計画

- ・ 補足説明資料、北海道知事意見及び環境大臣意見の説明
- ・ 環境影響評価準備書に係る審査書（案）の説明

5. 議事概要

(1) 開会の辞

(2) 配付資料の確認

(3) 環境影響評価準備書の審査について

①北海道電力株式会社 「新得発電所建設計画」

- ・ 補足説明資料、北海道知事意見及び環境大臣意見の概要説明を行った後、
質疑応答を行った。
- ・ 環境影響評価準備書に係る審査書（案）の説明を行った後、質疑応答を行っ
た。

(4) 閉会の辞

6. 質疑内容

(1) 北海道電力株式会社 「新得発電所建設計画」

<補足説明資料、北海道知事意見及び環境大臣意見の説明>

○顧問 ありがとうございます。

それでは、只今ご説明がありました資料につきましてご質疑をお願いいたします。初めに、補足説明資料についてご質問、コメント等がありましたらお願いしたいと思います。現地で説明が終わっているものはとりあえず置いておいて、今日ご説明いただいたものについて、ご質問、コメントがありましたらと思います。

まず3番ですが、こちらは私の質問ですが、こちらは了解でございます。

4番目と5番目の項目は、これはいかがでしょうか。

○顧問 4番目はこれで結構です。

5番目ですけど、19ページの一番下のところに、図5-6で、「ほぼ相関はありません」と書いてありますけど、 R^2 は0.38ぐらいで、図を見ても、相関は高くはないけどあると言ってよいのではないかと思うのですが。

○顧問 その辺はご修正をお願いいたします。

では、続きまして6番、これはよろしいですか。

○顧問 現地で説明を聞いておりますので、大丈夫です。

○顧問 次に8番ですが、水質影響のところ、コメントはありますか。

○顧問 これで結構だと思います。28ページの方にわざわざ現状の滞留時間を書いていたのですが、現状と将来の差、比較というのが今の水質の予測計算法ではなかなか出てこないで、せめて滞留時間を比べることにより、影響がどの程度かが直感的に分かると思い、つけ加えていただきました。ありがとうございました。

○顧問 では、次に9番ですが、欠席の先生からは了解というご回答をいただいているということですね。9番に関してはよろしいですか。

○顧問 はい。

○顧問 では、32ページの10番の流出係数のところですが。

○顧問 この手引は知らないのですが、手引を使っていますから、これで私は、多分結構だと思います。

ただ、少し気になったのは、次の33ページの表で、0.6にすると容量をオーバーするが
というところの説明がよく分からないのと、364ページの排水量232m³と書いてありますが
が、これは1日という意味ですか。

○事業者 79mm降ったときの流出量です。

○顧問 1日のですね。

○事業者 はい、そうです。

○顧問 それが0.6から0.8にすると増えるから、これはどうすると言っているのですか。

○事業者 発電所工事範囲の水圧管路工事のところの排水量につきましては、濁水処理
設備60m³/h、それを稼働させながら貯留することで63m³の貯留でおさまるといった内容で
ございます。

○顧問 表10-2の降雨時間、1時間の降雨強度、これは何ですか。

○事業者 日の79mmの降雨量、これをパターン化しまして、トータルは79mmなのですが、
時間帯でこういうふうな降雨強度、降るという前提で流出量を出しました。

○顧問 その前提はどうやって求めたのですか。

○事業者 これはダムの濁水処理のマニュアルの中でパターン化する方式がありまして、
それに基づいております。

○顧問 よく河川の方で使うクリーブランドの式とか、要するに1日降水量だと1時間
だったらこのぐらいになるというのがある、それを使っているのですね。

○事業者 そうです。

○顧問 それでよいと思いますが、何となく気になったのは、1日79mmで、それを24で
割ってしまうとまずいなと思っていたので。これはこれで結構だと思います。

○顧問 それでは、11番は結構です。

12番も、現地で質疑が終わったということによいですか。

○顧問 2のところが消してあるのは何でしたっけ、少し忘れてしまったのですが、聞
き忘れたのかもしれないのですが。

○事業者 希少種の生息地との関係がございますので、マスキングをかけさせていただ
いています。

○顧問 分かりました。すみません、忘れていました。結構です。

○顧問 それでは、13番ですが、質問した先生は今日ご欠席ですが、この内容で問題は
なかろうと思います。ありがとうございました。

次、16番は、これでよろしいですかね。

○顧問 結構です。

○顧問 17番はいかがですか。リストの配分ですが。

○顧問 少し今気づいたのですが、17番の補足説明資料の46ページの選定根拠の北海道の8番、9番とあるのですが、これは準備書の8番、9番ですか。文献というか。91ページかな。

○事業者 レッドリストの改訂について、北海道さんの方からご指摘を受けまして、その関係で新しいものと古いもの2つに分けたのが8と9でございます。

○顧問 でしょうね。それは、評価書でこれに変えることになるのですか。

○事業者 評価書では修正をかけるような形になります。

○顧問 今、これと整合されてないなと思いますが。

○事業者 準備書とは少し整合とれてないですが。

○顧問 ということですね。北海道から指摘があったのならしかたないですが、余り古いのは必要ないのではないかなと私は思います。

○事業者 両方まとめて1つにしていたのですが、改訂になっていない古いバージョンの種もございますので。

○顧問 それも挙げろということですか。

○事業者 それも別にちゃんと分かるように区分しなさいということで、8と9という形で選定根拠を示すような形にしています。

○顧問 北海道からですか。

○事業者 はい。

○顧問 何のための改訂か分からないですね。

○事業者 鳥類は改訂になっているのですが、ほかの哺乳類等で改訂になっていないものがあるものですから、その関係上だと思います。

○顧問 それは分かりますけど、まだ改訂になっていないのもありましたっけ。

○事業者 はい。

○顧問 それはそれでよいですよ。その辺が少し疑問だったものですから。17番は結構です。

○顧問 18番、19番で、先ほどのお答えは、ミズナラの方は18番に対するご回答ということで、18、19に関して、両方とも了解ということでよろしいわけですね。

○経済産業省 はい。

○顧問 分かりました。

20番、63ページの食物連鎖模式図はいかがですか。

○顧問 結構です。

○顧問 次のクマタカ、21、22、いかがでしょうか。

○顧問 21番、書いていただいております。現地を見せていただいて、ご案内ありがとうございました。「甲つがい」というのは割合山の向こうにということ、そんなに影響はないだろうなという気はしましたが、問題は「乙つがい」でしょうが、28年度、29年度も幼鳥は確認されているということで、30年はまだ確認していませんというのは、まだ見ていないということですか。それとも、まだやっていないとか、営巣していないとか、そういうことではないのですね。

○事業者 まだ営巣しているかどうかの最終確認はしていません。巣には自動撮影カメラは設置しております、後で分かるのですが、幼鳥が出るか出ないかということでの確認になります。

○顧問 巣の位置は2つありましたが。

○事業者 2カ所とも設置しております。

○顧問 結構です。21、22、これで結構だと思います。

○顧問 ありがとうございます。

それでは、ほかの先生方で、補足説明資料の内容で自分のご発言ではないところでも、ご質問、コメント等もしございましたらお願いいたします。

特になければ、道知事意見と環境大臣意見を含めまして、準備書本体も含めて全体で追加のコメント、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○顧問 では、1点だけ。北海道知事の方からかなり危惧を持たれている質問として、コンディショニングと簡単に言うが大丈夫かという話みたいですが、この辺のところはしっかりした体制か何か組んで、少しずつというか、やっていかれる計画ですね。

○事業者 クマタカの工事中のコンディショニングにつきましては、まず繁殖状況を確認するという点で定点観察をするとともに、巣にはCCDカメラをつけて、巣内の状況が分かるような形で監視しようと思っています。そういう中で工事を開始する時期、樹木の伐採とか最初の建設機械が稼働するときは、定点観察、巣内状況、作業を段階的

に立ち上げるというやり方でやっていって、そのときの影響の度合いを見ていくという形で考えています。

それが続いていきますので、工事にクマタカがなれているのかどうかということもモニタリングの中で確認しながらいきます。そこで警戒行動等確認されれば、工事を一時止めるなどの対策で対応しようということ考えております。

○顧問 環境省の猛禽類の保全のやり方でも推奨されているやり方ですので、恐らく試行錯誤的にはなるとは思いますが、いい前例になるように頑張っていただければと思います。

○顧問 そのほかいかがでしょうか。

○顧問 北海道知事意見の騒音及び振動のところの意見を拝見しています。土捨場工事近くに住居があったというのは、現場を案内していただいたので承知していますが、この意見は、土捨場における建設機械の稼働に伴う騒音と、工事用資材等の搬出入に伴うと書いてあるのは、これは多分自動車の騒音だろうと推測します。その複合的影響を考慮しなさいとなっているのですが、そもそも工事用資材等の搬出入という環境要因と建設機械の稼働という環境要因は別物です。騒音・振動という要素の方は同じではあるのですが、要因という区分では別物であるし、騒音・振動の対象としても実は違う。つまり道路交通騒音の騒音と機械の騒音ということですので、対象が違うわけですね。

一方、評価指標であるとか、評価基準としての環境基準値であるとか規制値であるとか、アセスで言うと保全目標とか、こういったものは選定項目別に異なるのだろうなど僕は想像しています。従って、これらの異なる選定項目の複合的影響を評価するのはどうするのかなと少し悩んでしまうのです。

研究面の方からいうと、例えば航空機騒音と道路交通騒音と鉄道騒音など、異なる騒音がコンバインドされた、つまり複合された騒音の人に対する影響の研究というのは、確かに昔はあったのです。それから、この2年ぐらい前まで環境省が監修しているアセスメントのガイド本があったのですが、そこにも実は複合影響という項目があって、騒音などについては複合影響も計算しなさいと確かに書かれていました。ところが、この1～2年前にそのガイド本が改訂されて、複合影響の部分はなくなっています。

理由は何かというと、複合影響を計算上は算定できたとしても、評価のしようがないのです。つまり評価指標もなければ、評価基準もないということ。しかも、誰もやっ

た例がない。ということで、使われていないものはその本に載せても意味がないだろうということで、なくなっているということです。

これは騒音・振動だけでなく、大気質の部分でもありました。資材運搬など工事用車両の運搬に伴って発生する窒素酸化物と、建設機械の稼働に伴う窒素酸化物を足したものを予測・評価すべきだという意見などが出てきたこともあるのです。考えられないことはないのですが、複合してしまうと保全対策として何を実施していいか分からなくなってしまいます。したがって、複合影響というのは重要な場面もあるでしょうが、評価指標や評価基準の異なる環境要素について、複合影響を予測評価する意見は困るなど思ったわけです。事業者のお考えがあれば聞かせていただきたいなと思います。

○事業者 北海道さんとの対応の中では、ご指摘を受けたとおりに建設機械の稼働と工事車両、工事車両は土砂運搬の車両の往復に伴うものがさらに重なるのではないかとということで、複合的な影響も予測・評価しなさいということを言われており、計算は行っております。あくまでも近傍民家において環境基準と比べてどうなのかということで、結果的には建設機械の稼働の騒音レベルの上昇にさらに1 dB上がるだけですので、そんな大きな変化はなかったのですが、この扱いについては、評価書に書くとなっても少し書き方が難しいので、考え方としては、評価書の中のそれぞれの評価項目については現状のままで、評価書の事業者見解の中で道と対応した結果を説明するような形にとどめようかなと考えております。

○顧問 分かりました。

○顧問 よろしいですね、そのコメントで。

○顧問 はい。

○顧問 分かりました。

そのほか、コメント、ご質問。

○顧問 確認ですが、知事意見で上位性のキツネの話があって、キツネはふさわしくないという話になっていますが、方法書の段階で出ていましたか。キタキツネを挙げたのですか。

○事業者 方法書のときには余り具体的な種名は示していなかったのですが、猛禽類を予定していますということでは答えておりました。それにさらにキタキツネということで、2つ実施したわけなのですが。

○顧問 要するに猛禽も入っているけど、あわせてキタキツネも入れた、それに対してふさわしくないというコメントですね。分かりました。

○顧問 その他いかがですか。特にございませんようでしたら、補足説明資料と知事意見、大臣意見、準備書本体に関する質疑は以上としまして、引き続き審査書のご説明をお願いいたします。

<環境影響評価準備書に係る審査書（案）の説明>

○顧問 ありがとうございます。

それでは、只今ご説明がありました審査書（案）の内容に関しまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○顧問 少し確認というか、他の顧問のコメントをいただきたいのですが、479ページと審査書の26ページの「ヒナコウモリ科の一種、(1)、(2)」という書き方のところですか。479ページでは、それぞれ種のリスト、候補が挙がっていて、審査書ではまとめているので、ヒナコウモリ科の一種(1)、(2)という区分けが具体的に何を指すのか。この書き方がよいのかどうか。まとめてヒナコウモリ科にしてしまって、対象が2つあるよというような、そういう意味合いに書き分けるか、(1)、(2)という注釈をどうするかというところ、コメントいかがでしょうか。パッと見ただけだと、審査書で(1)、(2)というふうになってしまっていると、中を読めば、多分こういうものを対象にしているのだらうなというような推測はつくのですが、これを見ないと分かりません。このままだと少しまづいかなと思うのですが。

○顧問 おっしゃるとおりだと思います。だから、ヒナコウモリ科の一種(1)と(2)に分けたのは何かというのをどこかに書くべきでしょうね。

○顧問 いかがですか、一括にするか、それぞれ何か書き方を変えるか。

○顧問 これは基本的にバットディテクターか何かの結果だと思います。周波数の違いで(1)とか(2)とか分けているのではないかと思います。

○顧問 それを明示した方がよいということ、それとも、改変面積などみんな違うから、分けて書いた方がベターだとは思いますが。(1)、(2)というのに何かかわる説明があればよいということでしょうか。

○顧問 少なくとも説明はあった方がよい。

- 顧問 説明さえあれば大丈夫だと思いますが。
- 経済産業省 484ページであれば、(a)の最初の4行がありますね。(2)であれば、485ページの(2)というところの5行、これを書けばよいのではないのでしょうか。
- 顧問 少し表現を工夫していただいて。
- 経済産業省 では、事業者さんと協議します。
- 顧問 その他いかがですか。どうぞ。
- 顧問 環境監視とか事後調査という意見が多少知事意見のところに出ていますが、見ている環境監視計画、729ページ、クマタカの生息・繁殖状況を監視するのですが、ここにポイントセンサスが入っています。ポイントセンサスでは何を見るのかというのが、これだと分かりません。
- 事業者 定点観察なのですが、現在4定点置いて工事区域周辺の飛翔状況を把握していますが、あわせて工事中も同じように見るということでございます。営巣地だけではなくて巣立ち後の影響も確認しないとだめですから、定点でその周り、どういう行動をしているかというのをおあわせて見ていくという考えでございます。
- 顧問 鳥のところポイントセンサスと言うと別の意味がありますよね。
- 事業者 そうですね、すみません、一般鳥類でもありますね。猛禽の定点観察のことでございます。
- 顧問 今のコメントは、審査書ではなくて準備書本体に対するコメントということですか。
- 顧問 はい。
- 顧問 その他いかがですか。特にございませんでしょうか。
- 顧問 審査書の中身ではなくて、知事意見で環境監視を実施することと項目が多く書いてあります。それに対して、こちら本体の環境監視計画とか事後調査のところは、しないと全部なっているのですが、その辺のところはどうされる予定ですか。
- 事業者 北海道知事意見の中では、減水区間と侵略的外来種は環境監視、猛禽類が事後調査だったと思うのですが、猛禽類につきましては、事後調査ではなくて環境監視の中で行っていくということで表明しています。
- 魚類については、現状の年間120日放流しているのが開発後100日に変化するというところで、現況に対して20日間の差ですので、魚類の生息環境等が現状と大きく変わるとい

うことはほとんどないと思いますから、基本的には今と変わらないという考えのもとで、環境監視は考えておりません。

あと、侵略的外来種につきましては、新岩松発電所の建設工事を実施したときにも北海道の条例で同じようなご意見をいただきまして、侵略的外来種は、樹木類は全て伐採して焼却処理、生育しているところの表土につきましては、全部表土をはいで土捨場に埋め込むというような対策をとっています。その後のモニタリングも行って、その効果は確認されておりますので、それと同じ対応をとることで十分だと考えておりますので、新得については、特に事後の環境監視の必要性はないのかなと思っています。ただ、環境保全措置として外来種の対策は確実にやるという考えでおります。

○顧問 よろしいですか。

○顧問 はい。

○顧問 では、少し細かい点で2つほど。1つは32ページで、すごく細かいところですが、一番上にヒメドクサがあります。その中の予測結果の頭の一字、「土」という字があるのですが、これは要らないので削除をお願いいたします。

○顧問 あと、感想ですが、今までも何回か議論になったことはあると思いますが、「実行可能な範囲で低減されている」という表現を今までずっと使ってきていますが、準備書も一緒ですが、例えば審査書の24ページに「評価結果」というのが下から2段落目ぐらいにあります。ここは濁りの影響評価ですが、A類型22mg/Lに対して5mgしかないというところで、「実行可能な範囲で低減されている」となっていますが。これはもう影響はないですね。基準値と比べた場合、はるかに値がそれをクリアしているというような場合は、「実行可能な範囲内」という言葉の中にも入りますが、「影響がない」と言い切った方がよいケースがあるのではないかなと思っています。そのあたりいかがでしょうか。

○経済産業省 それは今後の課題ということでいかがでしょうか。

○顧問 今後の課題でもよいのですが。

その他特にコメント等ないようであれば、以上で意見は終了ということでマイクをお返しいたします。

○経済産業省 ご審議いただきまして、どうもありがとうございました。

事業者の皆様におかれましては、今いただきました意見を踏まえまして今後の評価書に向けての作業を行っていただければと思います。

私どもとしましては、北海道知事意見と環境大臣意見、今の先生方からのコメント等を踏まえまして、準備書に対する勧告などの作業を進めさせていただきたいと思っております。

それでは、これをもちまして、北海道電力株式会社 新得発電所建設計画の環境影響評価準備書の2回目の審査を終わらせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

<お問合せ先>

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486